

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の解散認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………(同)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区  
域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…

告示

- 東京都告示第七百二十一号  
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五  
条第四項の規定に基づき茗荷谷駅前地区市街地再開発組合  
の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。  
令和三年五月十三日  
東京都知事 小 池 百合子

- 東京都告示第七百二十二号  
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八  
条第一項の規定に基づき月島一丁目西仲通り地区市街地再  
開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項におい

て準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように  
告示する。  
令和三年五月十三日  
東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称  
月島一丁目西仲通り地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
平成二十六年十二月十九日から令和四年三月三十一日  
まで
- 三 施行地区  
中央区月島一丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日  
中央区佃二丁目六番九号  
平成二十六年十二月十九日
- 五 変更の内容  
事務所の所在地を中央区月島三丁目二十八番二号に変  
更する。
- 六 定款の変更の認可の年月日  
令和三年五月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区昭和島  
二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準  
に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合  
物、クロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン、トリ  
クロロエチレン並びにふっ素及びその化合物
- 三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区  
域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

●東京都告示第七百二十三号

- 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
令和三年五月十三日

別図



-凡例-

- 調査対象地
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域  
(この告示により指定し、規則第58条第5項第12号に該当する区域)

-起点-

起点は大田区昭和島二丁目11番38の最北点とする。

-格子の回転角度(76度7分1秒)-

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

